

**社団法人 日本ダンススポーツ連盟 公認技術認定員規程**  
**( J D S F 公認技術認定員規程 )**

平成17年 3月26日 執行委員会決定  
平成18年 6月24日 執行委員会改正  
平成18年 9月23日 執行委員会改正  
平成21年 6月27日 執行委員会改正  
平成22年12月26日 執行委員会改正

(趣旨)

**第1条** この規程は、社団法人日本ダンススポーツ連盟技術認定規則(以下「技術認定規則」という。)第15条に規定する公認技術認定員について必要な事項を定めるものとする。

(公認技術認定員)

**第2条** 公認技術認定員は、次の2等級に区分するものとする。

- (1) A級公認技術認定員
- (2) B級公認技術認定員

(公認技術認定員の職務範囲)

**第3条** 公認技術認定員の職務範囲は、次の各号に掲げる通りとする。

- (1) A級公認技術認定員は、全ての認定区分の技術認定員となることができる。
- (2) B級公認技術認定員は、グレードコースの各認定区分の技術認定員となることができる。

(A級公認技術認定員の資格要件)

**第4条** A級公認技術認定員は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 公認指導員の資格を有し、かつJDSFが行う実技検定会等において必要な能力を有すると認められた者であること。
- (2) 技術認定試験の全てのアマルガメーションを理解し、実演し、指導できること。
- (3) 技術認定制度の意義、仕組み及び体系をよく理解していること。
- (4) 実際にサークル等で指導に携わっていること又はその経験があること。
- (5) サークル活動の意義をよく理解していること。
- (6) JDSF及び所属団体の規約規程類に照らし、重大な違反歴がなく、組織運営や活動に協力的で協調性があること。

(B級公認技術認定員の資格要件)

**第5条** B級公認技術認定員は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 公認指導員の資格を有していること。
- (2) グレードコースの各認定区分の技術認定試験のアマルガメーションを理解し、実演し、指導できること。
- (3) 技術認定制度の意義、仕組み及び体系をよく理解していること。
- (4) 実際にサークル等で指導に携わっていること又はその経験があること。
- (5) サークル活動の意義をよく理解していること。
- (6) JDSF及び所属団体の規約規程類に照らし、重大な違反歴がなく、組織運営や活動に協力的

的で協調性があること。

#### (公認技術認定員の推薦)

**第6条** ブロック運営委員長又は加盟団体の代表者は、前2条に規定する資格要件に該当する公認技術認定員候補者を推薦することができる。

#### (公認技術認定員の認定)

**第7条** JDSFは、前条の推薦を適当と認めるときは、資格認定委員会の審議を経て公認技術認定員として認定し、登録の上、申請者に告知するとともにJDSFホームページ等において公表するものとする。

2 前項の場合において、A級公認技術認定員の推薦があったときは原則として実技検定会を開催して必要な能力を確認するものとする。ただし、実技検定会を開催することが困難な場合には特別講習会の受講をもって実技検定会に代えることができるものとする。

3 第4条及び第5条に規定するもののほかJDSFは、実績、能力ともに優れていると認める者について、本人の同意を得た上で資格認定委員会の審議を経て公認技術認定員として認定し、登録することができるものとする。

#### (A級公認技術認定員実技検定会)

**第8条** JDSFは、A級公認技術認定員実技検定会を年1回以上開催するものとする。

2 実技検定会の開催については、年度当初に実施時期、実施場所、検定の内容等をJDSFホームページ等において公表するものとする。

#### (公認技術認定員資格の更新)

**第9条** 公認技術認定員の登録期限は、2年以内とし、期限が満了したときは更新手続きをとらなければならない。

2 公認技術認定員資格の更新手続きは、新規推薦の手続きの例によるものとする。

3 前項の場合において、A級公認技術認定員の更新についてはJDSFが認定するA級公認技術認定員資格更新研修会を受講しなければならない。

4 登録期限又はJDSFが指定した更新手続き期限までに更新手続きをしなかった場合には、当該技術認定員資格は喪失する。ただし、期限後において所定の要件を満足し、更新手続きが完了した場合には資格は復活するものとする。

#### (A級公認技術認定員資格更新研修会)

**第10条** JDSF、JDSFブロック又は都道府県連盟は、A級公認技術認定員資格更新研修会を実施するものとする。

2 更新研修会を実施する場合には、別に定める要領に基づいて資格更新研修会の認定を申請するものとする。

#### (公認技術認定員の責務)

**第11条** 公認技術認定員は、次の責務を負うものとする。

(1) JDSF又は所属団体が開催する技術認定試験や講習会等を主催し、又は積極的に協力すること。

(2) 技術認定制度の意義を認識し、常に自己研鑽、自己啓発に努めること。

#### (資格の喪失)

**第12条** JDSFは、公認技術認定員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、資格認定委員会に諮った上で認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条又は第5条に規定する資格要件を満たしていない事実があるとき。
- (2) 第11条に規定することを遂行していないと認められるとき。
- (3) その他公認技術認定員として不相当と認められる行為があったとき。

**附 則**

**(施行期日)**

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 この規程によりがたい場合が発生したときは、その都度執行委員会で対応を決定するものとする。

**附 則**

**(施行期日)**

- 1 この規程は、平成18年6月24日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 第7条及び第9条の規定に関し、資格認定委員会の関係規定が適用されるまでの間は、なお従前の例によるものとする。

**附 則**

この規程は、平成18年9月23日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成21年6月27日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成22年12月26日から施行する。